

自由主義における「承認」の問題

——ロールズ、ラズ、オークショット——

河村 倫哉

自由主義は、抽象的な自由権の保護からこぼれ落ちるものに対して、共に生きるものとしての承認を与えることができないために、環境問題やエスニシティ問題などの現代の諸問題に有効に対処し得ないと批判されている。そこで本稿では、ロールズ、ラズ、オークショットの議論を比較検討することを通じて、自由主義の立場から、自由の保障と承認とを両立させる可能性を論じる。その結果、ロールズの議論は公共文化が醸成涵養されて承認に貢献する契機を積極的に論じることができず、他方ラズの議論は、承認に大幅な配慮が為されているものの、社会一般の判断が誤る可能性を軽視していることが明らかになる。これにたいして、オークショットの主張は保守的で承認の問題に冷淡であると考えられてきたが、消極的自由と承認の問題にもっとも適切に対処する可能性を持っていると考えられる。

1. 新たな自由主義批判—— 「承認」の問題

現在、自由主義は80年代以降の英米での新保守主義の台頭や、1989年以降の社会主義政権の崩壊などを背景に、以前よりも見直されている。それは、バーリン (Berlin [1961]) のいう「消極的自由」と「積極的自由」の概念を用いるならば、次のように言えよう。ここで消極的自由とは、「他者の行為によって干渉されないこと」を意味し、積極的自由とは「自分の行為を真に自分自身が支配できていること」ひいては「自分を律して価値ある生活を実現できていること」を指す。政治的次元でいえば、消極的自由とは財産、身体、表現、営利など基本的な自由権の制度的保障を意味し、積極的自由とは治者と被治者の同一性、つまり民衆による自己統治

を意味する。

自由主義者によれば、真に自己を支配すべきものとは何なのかという問題は、常に異論の余地が残るものである。自己支配には、一般意思に基づく支配、プロレタリア独裁、多数の民衆によって情緒的一体感を寄せられた指導者による支配、理性的な少数者による支配など様々なものが考えられる。それらがファシズムや官僚主義などを招くこともあり、積極的自由を過度に強調することはこのような危険性を招く。真に自己を支配すべきものが何かを最終的に判断するのは不可能であり、誤った自己支配に伴う危険性を避けるためにも、国家や多数者によって介入されることのない不可侵の領域を個人に設定することが重要である。社会主義の崩壊は、まさにこのような懷疑の妥当性を裏打ちするものである。そして、自由主義者によれば、積極的価値とは直接実現しようとするべきも

のではなく、消極的自由を保障された人々の相互作用によって、結果的に実現されるべきものである。自助努力や創意工夫などの徳性、学問の進歩、生活水準の向上などの積極的価値は、まさに消極的自由の保障によって（間接的に）実現される。以上のように自由主義者は考えるのである。

しかし現在、ラディカルデモクラシー⁽¹⁾と呼ばれる立場から、自由主義が批判されている。この立場は、修正の余地のない終局的な自己支配などという概念は拒否しており、その点で自由主義者が懐疑的な態度に基づいて個々人の自由を設定しようという姿勢を評価する。しかし消極的自由と積極的自由を過度に対立させた上で消極的自由に重心を置こうとする点に自由主義の問題があると考え。つまり、修正の余地のない「大文字」の自己支配がないのと同様に、「大文字」の消極的自由もありえないと考えるのである。

この点について、ムフは次のように述べる。「起こり得る多数者の専制にたいして、多元主義や個人の権利や少数者の権利を保障する必要があるとの主張は確かにそのとおりである。しかしそれによって、所与の一群の「自由」や既存の諸権利を自然主義化してしまい、同時に多くの不平等なる諸関係を支持強化してしまうという、全く反対の危険性もそこには存在しているのである。」(Mouffe [1993=1998:306])

このような自由主義批判の要諦は、つまるところ、自由主義が「承認」の問題に適切に対処し得ないという点にある。ここで整理するならば、「承認」とは、他者を共に生きるに価するものとしてみとめ、呼び掛けあい応答しあうという関係を取り結ぶことである。すると自由主義は「差異—つまり、個別的なもの、多様なもの、異質なもの—の承認を要求し、事実上、抽

象的な「人間」の概念によって排除されてきたありとあらゆるものの承認を要求する」(Mouffe [1993=1998:27]) ことができないとして批判される。というのは、自由主義が社会的な「承認」過程から独立して消極的自由の保障を考えていると、ムフには映るからである。ムフの考えによれば、権利は社会的な承認に支えられて設定されるべきものである。確かに、権利は人々に等しく公正に適用される必要があるため、標準的な人間像をもとに設定される。しかし、標準的な人間像が、本当に尊重され配慮されるべき人間の側面をすべてカバーするのは不可能であり、また、社会情勢が変化すれば標準的な人間像も現実と乖離せざるを得ない。その様な問題が明らかになれば、当然権利は新たな承認に基づいて変更され支えられるべきであるのに、その様な契機を自由主義は適切にとり込めないというのがムフの考えであろう。

実際、われわれは次のような例を考えることができる。たとえば、標準的な営利活動を基準に保障された財産権や経済活動の自由が、オゾン層の破壊や温暖化といった従来予期されることのなかった帰結を生じる場合がある。ここでは安全な環境のもとで生きるという生の価値がこぼれ落ちることになる。また、同一の言語や文化を標準にして設定された権利が、異なる言語や文化が交錯する現代社会の中ではエスニック・マイノリティを排除してしまう、というような問題も考えられる。その他にも、現在生きている人間と比較して不平等にカウントされがちな将来世代の問題など、どんなに公正に一般的な権利を設定したつもりでも、何かしらこぼれ落ちるものが不可避免的に存在するのである。

このような問題にたいして、ムフが必要と考えるのは、標準的な人間像や権利からこぼれ落ちるものを、保護に価するものとして絶えず承

認し包摂し直す作業である。もちろん、ムフは「民主主義は、その実現の契機そのもののなかに、それ自身の崩壊の端緒を持つ」(Mouffe [1993=1998:16])と述べるように、どのような承認を行っても、それは決してすべての弱者やすべての尊重されるべき生活の側面を包摂することはできないという限界を認める。しかし、それを自覚しつつも包摂化を不断に行っていくことが必要なのであり、この作業を自由主義は適切に行うことができないと、ムフは考えるのである。

2. 消極的自由と承認のバランス

では、環境汚染、人口問題、エスニシティ問題、女性問題、大衆消費社会における人間の苦悩など、現代に特徴的な諸問題について、自由主義は本当に有効に対処できないのだろうか。そうではなく、自由主義はむしろこれらの問題にたいして、よりバランスあるアプローチを提示できるということを本節で示したい。そのために、まずヤング (Young [1989=1996]) の議論を参照しよう。

ヤングによれば、資本主義的な自由主義社会では白人、男性、ブルジョワジーという人間像が理性的で節度のあるモデルとして想定され、女性や非白色人種たちは未開で無教養な欲望の持ち主であるとして排除されている。そこでヤングは「異質性を帯びた公衆」という概念を打ち出し、公共領域に異質性や感情的なものを流入させるべきであると主張し、一般的な観点にたいする信頼は捨て去るべきと考える。ところが、他方でヤングは「個人や集団は自分たちの欲求をそのまま単純に述べることはできない。つまり、その欲求を実現することは、正義に照らして必要である、または許されているといわ

なければならない」(Young [1989=1996:113])と述べ、「抑圧され、不利益を被っているような諸集団のみが異質性を帯びた公衆の中で特別代表権を受けるに価する」(Young [1989=1996:116])と述べる。

このようなヤングの議論にたいして、われわれは次のような疑念を感じざるを得ない。正義に照らして許されない個別利害とは、どのようにして判断されるのだろうか。一般的観点を捨て去ってもこのような判断は可能なのだろうか。もし、この判断には何かしら基準を要するのだとすれば、一体、一般性は捨て去られるのか保持されるのかどちらなのだろうか。ヤングはこの問題に答えていない。この点に関して、ムフならば新たに承認されるべき異質性や感情性も、決して所与とされるべきではなく、むしろ常に更新されるべきであり、そうすることによって正義にかなわない異質性は除去されて行かなければならない、と考えるだろう (Mouffe [1993=1996:172])。しかしこのような解答にたいしても、その様な継続的な作業が次々と事態の悪化を招いて行くという危険性があることを、われわれは否定できない。

結局、われわれには、本当に保護に価するものと単なる個別利害とを区別するのに十分なだけの能力が備わっていないのである。したがって、多くのことが個別利害によって壟断されるという事態を避けるためには、ある程度、一般的な観点から消極的自由の領域を設定し、それを安定的に保つことが必要となるのである。

以上から、現在われわれに求められている課題とは、消極的自由と弱者の承認とをどのように両立させるか、というものであるといえる。その際、われわれは、「普遍的で合理的な権利を設定することはできない」にもかかわらず、消極的自由を保障しなければならないし、「権

利の修正によって保護に価するものと保護されはならないものとを適切に弁別することはできない」にもかかわらず、不断に承認を更新していかなければならない。

するとこの問題にたいして二つのアプローチが考えられる。一つは、一切の権利や価値は流動化や相対化をまぬがれ得ないとしたうえで、比較的安定的に維持すべきものを（後から）拾い上げて行くというアプローチであり、もう一つは、とりあえず既存の権利を暫定的に維持し、その上で必要に応じて漸進的に変更を加えて行くとするアプローチである。自由主義は後者のアプローチをとるのであり、これには次のような利点が考えられる。

まず第一に、現代社会は歴史上類を見ない大規模で複雑な社会であるため、煩瑣な営みは限界をきたしやすい。第一と第二のアプローチでは要求される作業はどちらが煩瑣かという点、後者は一般的に権利を設定した上で、権利濫用を制限し弱者を救済してゆくことを考えればよいのに対して、前者は絶えず権利を設定し直すと同時に、特殊利害者のうち利己的な者と真に救済が必要な者とを弁別する作業を負わなければならない。両者とも人間の能力の限界という認識に立脚しているが、それにより忠実なアプローチは後者であるといえる。

第二に、自由主義の諸説は、これまでも理想的な合意、自己所有権、慣習等々の様々な観点から自由を正当化しようとしてきた。これらの諸説を比較検討することで、自由主義という観点からどの程度承認という課題に答えられるのか、どの程度権利の修正可能性を認めるのか、という問題にたいして着実な議論を行うことができる。承認と消極的自由のバランスという課題にたいして、自由主義は建設的に議論を組み立てることができるのである。この点で、自由

主義は決して一度設定した権利を、修正する必要のないものとして自然主義化するような、硬直的なものではないといえる。

そこで、以下では「一般的な権利を暫定的に設定した上で、新たな承認の必要性をどこまでとり込んでゆくことができるか」という観点から自由主義の諸説を検討して行こう。

3. 政治的自由主義

この立場は、現代自由主義の中でも主流といふべき立場であり、代表的な論者としては、Rawls (1971, 1993)、Dworkin (1977)、少し離れてAckerman (1980) などが挙げられる⁽²⁾。ここではロールズを中心に見て行こう。

政治的自由主義の特質としては次の三点が挙げられる。まず第一に、ロールズは、人々の戦略的な利害計算の一致によって秩序を構築し維持しよう⁽³⁾とするのではなく、あくまで価値と理想とが権威的役割を果たす「道徳」型の合意によって秩序が構築されなければならないと考える。前者は孤立した人間像を前提としているが、後者は公正な社会的協力 (fair social cooperation) のある世界観から出発しており、前者から後者を導くことはできないというのがロールズの考えである (Rawls [1993:51])。自由は決して利害上の好ましきという観点から擁護されるのではなく、人々が道徳的な態度に基づいて互いを承認しあうならば、必ずや個々人の自由が尊重されなければならないという観点がとられる。この点で、ロールズは自由をすぐれて承認と結びつけて考えているといえる。

その際に、第二点としてロールズは、近代社会における多元性の事実を考慮する。近代社会では、人々は互いに相異なる生の構想を持っている。そのような多元性を考慮せず、あえて特

定の生の構想だけを価値のあるものだとするならば、それは不可避免的に権力の抑圧的行使を招く。現代の市民は、合理的だが相互に矛盾する教理によって分断されている。それでもなお「自由かつ平等な市民たちからなる、正義にかなない安定した社会が持続的に存在し得るとすれば、それはいかにして可能となるのか」ということをロールズは考えようとするのである (Rawls [1993:xviii])。すると、カントの自律やミルの個性のように、本来的に論争の余地のある根拠に基づいて秩序が構築されてはならない。そういった特定の生の理想とは距離をとった抽象的な道徳によって社会秩序が構築される必要がある。それが、「公正としての正義」であり、中でも「自由をすべての人に等しく最大限に保障せよ」という、正義の第一原理が重視されるのである。

そして第三点として、自由を保障する必要性を、ある理想化された合意プロセスから演繹的⁽⁴⁾に導こうとする点が挙げられる。ロールズの社会契約説⁽⁵⁾によれば、現実の社会の様々な側面を一般的なものと偶然的・非本質的なものとに分け、後者を捨象した原初状態というものから、議論が演繹的に組み立てられる。原初状態の人々には、情報、動機、採択されるべきルールについて大きな制約が課され、ごく限られた一般的、普遍的な前提しか許されていない。自分の社会的地位、所有物、才能、身体的能力といったものは偶然的なものと考えられ、原初状態ではそのようなものが誰に帰属しているか人々は知ることができない。そのような状態の下で人々が討議を行い、自由を保障する必要性が全当事者間で合意されるならば、それが社会的にも擁護されるのである。

さて、以上のような政治的自由主義の主張は、どのようにして標準的な人間像からこぼれ落ち

た弱者を、新たに「承認」できるのだろうか。ここで考えなければならないのは、理想化された合意プロセスの性質である。もし、このプロセスが普遍的なものと考えられているならば、それは実際には標準的な人間像からこぼれ落ちる弱者を、普遍性の名のもとに排除してしまうかもしれない。原初状態で理性的に合意する人々のモデルに当てはまらないような、異質性を帯びた人や情緒的な人が排除されるかもしれないのである。

しかし、実際にロールズが考えているのはその様なものではない⁽⁶⁾。ハートも指摘しているように、ロールズの理論には「公共心に満ちた市民像」という積極的な価値観が内在している⁽⁷⁾のであり、原初状態の想定も「民主社会の公共的政治文化に内在する基本的な考え」 (Rawls [1993:13]) を明らかにするためものに他ならないのである。このような背後の価値観に基づいて、消極的自由の領域が確保されると同時に、「もっとも不遇な人に対して最大限の配慮を払う」という格差原理も採択されるのである。このような背後の価値観を、ドゥオーキンは「平等な尊重と配慮への権利」⁽⁸⁾と考える (Dworkin [1977=1986:305])。ドゥオーキンによれば、自由主義が、相互に異なる良き生を平等に扱おうとするのもこの理想を積極的に実現するためであり、決して単に形式的な中立性を尊ぶからではないのである。

そこで、われわれが目すべきなのは、政治的自由主義は、設定された権利を普遍的なものとして絶対視するのではなく、このような背後の価値観に照らして常に捉え返す可能性を持っているということである。格差原理はその様な営みの一つだと理解される。同様に、ドゥオーキンは、既存の一般的ルールでは不利な待遇を受けているマイノリティの問題について、

「平等な尊重と配慮」という観点から権利の捉え直しを行う可能性を論じている (Dworkin [1977=1986: 第七章])。

ところでムフによれば、このような背後的価値観は「一定の人々を対話の中から排除した「決定」の結果として成立したものにほかならず、「それらに異論を唱えるものは除外してしまう」(Mouffe [1993=1996:290]) と考えられる。しかし、この批判は当たらない。われわれがそのような対話から除外された人々にたいして感受性を発揮するのは、まさに「平等な尊重と配慮」を持っていないならば不可能だからである。確かにそのような価値観も絶対視できるものではないかもしれない。しかし、既存の標準的な権利の捉え直しを導くものである限り、背後的価値観は保持するに価するのである。

ところで、政治的自由主義にとって重要なのは、そのような背後的価値観が十分に抽象化されていることであり、そのような抽象性によって(多少の排除は伴うものの)多様な生の理想が最大限に両立できるように追求されることである。そうすると、積極的価値観のもつ「抽象性」とは、弱者を新しく承認するための権利変更が、保護に価しない人々を不当に利することにならないように、バランスを保つものであると解釈できる。弱者にたいしても抽象的、一般的な観点から救済が図られるのであり、ある特定の集団にたいして具体的に肩入れする形での権利変更は抑制されるのである。

では、政治的自由主義に問題点はないのだろうか。確かに、政治的自由主義は標準的な権利を見直し、新たな承認を行う可能性を持っている。しかし問題なのは、その方法である。

ロールズは、正義の諸原理を実際の社会に適用するためのものとして、原初状態を含む四段階の系列を想定している。その際、段階を経る

ごとに制約条件は緩和され、具体的な社会についての情報が考慮されるようになる。第二段階は憲法制定集会であり、正義の第一原理が具体化される。第三の立法段階では「政府の立憲的権力や市民の基本的権利のための体系を設計する」ことになる (Rawls [1971=79:154])。そして、ここまででルール of 完全な体系が採択されることになる。最終段階に相当するのが、司法および「市民一般によるルールの遵守」という段階であり、ここでは市民的不服従や良心的拒絶という「特殊な状況」が考察されることになる (Rawls [1971=79:156])。

この四段階は、ロールズもことわっているようにあくまで工夫の域を出ないのだが、以上からも分かる通り、ロールズは具体的な場面における自由の保障を、まずは政治機構および立法秩序の問題として論じようとしている。確かにロールズは立法秩序が市民的友情や政治文化に適合する必要があると論じている。しかし、それは原初状態から立憲段階、立法段階へと実際に情報をだんだん増やしていく際に、いわば人工的に算入されて行くものである。そこには、人々の間で醸成涵養された市民的友情や政治文化こそが保障されるべき自由の大枠を形作り、政治機構や立法秩序はそれを補強するために設けられる、というような見方は希薄である。

ハーバーマスは「(ロールズの)正義論の観点からは、民主政体を設立する行為は、ひとたび構築された公正な社会の制度的条件の下では繰り返されることはありえない」(Habermas [1995: 128]) として、ロールズの硬直性を指摘するが、実際にはロールズはそれほど硬直的なわけではない。市民的不服従や良心的拒絶を認めることで、一般の人々の観点から制度を見直してゆく可能性をロールズは認めている。ロールズについて真に問題なのは、そのような可能性

を認めていないことではなく、その可能性を実現するための道筋を、幅広く認めて行く姿勢が希薄なことである。つまり、市民的不服従に起因する見直しでさえも、再び四段階の制度構築という人工的なプロセスを経過する点が問題なのである。自生的に醸成された文化や慣習にダイレクトに着目することが少ないのである。

ロールズの考え方に従うと、実際の場面では、多くのことが立憲的な政府という回路を経過し、その際に、救済されるものとされないものを結ぶ多種多様なつながりが、政府の判断という観点から短絡的に集約されてしまう危険性がある。したがって、政府の判断次第では、承認に値するものが救済される以上に、本来承認に値するものが損害を受けることも否定できない。たとえば、格差原理に基づく所得の再分配が、非常に官僚的で硬直的な形で行われるということもあり得るのである。

ロールズの論ずる政府は、確かに形式的に正義のルールを設定するだけでなく、ある程度柔軟でバランスのとれた形で承認を行うことができる。しかし、ロールズには文化や慣習など社会的な次元への配慮が不足しているのは否定できないのである。

そこで、次に、そのような社会的次元を考慮したものとしてラズの議論を検討しよう。

4. 自律

ロールズやドゥオーキンの自由主義も、ある積極的な背後の価値観に導かれたものであったが、ラズはこの姿勢を更に積極的に進める。ラズによれば、多様な生の構想の中でどれが道徳的に望ましいものかという判断は放棄されるはずで、自由主義は積極的に一定の道徳的理想にコミットすべきであると考え。それが「自

律」であり、これを実現するために自由は保障されるべきと考える。

ここでいう自律とは、自分の前に開かれている多様な人生経路の中から選択を行うことを通じて、自分の生を意義あるものへと形成して行く能動的な態度を指す。このような自律的態度は道徳的多元主義を前提としている。道徳的多元主義とは、世界には様々な生の理想が存在し、それらは両立不能であると同時に優劣をつけることができない、とする考え方である。このような判断不能性を認める点でラズはロールズと共通している。しかし、このような判断不能性を前にして、どのような生の理想を選ぶのも自由であると考えてはならない。両立不能な数々の道徳の中で、どれがもっとも自分の人生を価値あるものにすものか真摯に選択すべきである。そして自由主義に必要なのは、そのような態度を支えることであるとラズは考えるのである。

さて、ここでラズがロールズと異なるのは、生の構想を真摯に選択できるためには、機会の平等が保障され、それに補足して所得の不平等を是正する（格差原理）だけでは足りない点である。ラズによれば、自律が可能となるためには、意義のある選択肢が現実にも数多く存在するという、ある一定の社会環境が必要なのである。ロールズの場合、その様な選択肢および資源、つまり基本財⁽⁹⁾は、前節で確認したように人工的に設定される。しかし身体障害者や少数民族のような人々の場合、人並みの生活といった最低限の生の理想を追求するだけでも、介護や多言語教育のような他の人以上の基本財が必要とされる。ラズの立場からは、そのような不利な立場にある人々にとっても、意義のある選択肢が現実にも数多く存在することが要求される。すると「社会において利用可能な諸

機会の本性・特質を相当程度決定するのは公共的文化」であるため、適切な公共文化の存在が重要となる (Raz [1989=1996:231])。また、公共文化を維持し発展させようという国家や市民の働きも重視される。市民の間から自生的に醸成涵養された公共文化に着目する点で、ラズはロールズよりも承認の可能性について大幅な配慮をしているといえる。

正義の二原理のような形式的な基準が不十分であるのは、「個人の自由は他の個人にも保障されるべき同等の自由以外のものによって制限されてはならない」という個人主義的な権利観をとっているからである。ラズにとって、「権利を基底におく道徳が必然的に個人主義的でなければならないことはない」 (Raz [1984=1996:15])。ラズにとって、権利とは他者の干渉から保護される権利にとどまらず、公共文化という集合財にたいしてアクセスする権利も含まれるのである。われわれは、エスニシティ問題における「多文化教育を受ける機会」などをこのような集合財の例として考えることができるだろう。また義務に関しても、個々人は他人の権利を尊重する義務を担うだけでなく、共同体にたいする義務も担うとラズは考える。つまり、人は自律の理想にとって必要な公共文化 (たとえば、ボランティア活動を容易ならしめるような社会的雰囲気などが考えられよう) を維持し、発展させる義務も担うのである。

ところでラズは、自律原理と消極的自由との関連に関し、次のように考える。ラズはまず「加害原理」に着目する。加害原理とは「ある人物に強制的に介入するための唯一の正当化は、他者への加害の阻止だけである」ということを指す (Raz [1987=1996:268])。つまり、他者に害を及ぼさない限り、個々人は何でも自由に活動してよいのであり、これは通常、消極的

自由を保障する原理の一つ⁽¹⁰⁾として理解されている。しかし、ラズは加害原理を拡張的に解釈することによって、消極的自由を保障すると同時に、それを国家の介入と両立させようと考ええる。それは次のようなプロセスで行われる。

まず、自律のためには十分に意義ある選択肢が確保されていることが必要だが、そうすると、人から選択機会や選択肢を遂行する能力を奪うことは、彼に害を与える一つの方法である。次に、加害は必ずしも作為的な行為によってのみ生じるとは限らないと考える。たとえば約束を履行する義務のある人は、約束を果たさないという不作為によって約束の相手方に害を与えることができるのである。そうすると、この二つの前提から導かれる帰結は次のようなものになる。すなわち、「もし政府が人々の自律を促進すべき義務を負っているならば、人々に自律を減少させる行為をさせないためにも、人々の選択肢や機会の改善のために必要な行為を人々にさせるためにも、政府が強制力を用いることは加害原理の許すところ」となるのである (Raz [1987=1996:272])。これに基づいて、累進課税による所得の再分配、税金による教育制度、運輸業のような準公共的な業種への補助金などが正当化されることになる。

以上のようなラズの主張を、われわれはどのように評価すべきだろうか。この主張には積極的に承認の問題に対処しようという姿勢が見られ、公共的文化や非個人主義的な権利観に言及することで、ロールズよりも踏み込んで承認のための実質的な条件に言及している。しかしわれわれは、公共文化を積極的に発展・維持するために政府の強制を認めるということが、消極的自由の恣意的な制限につながらないか懸念してしまう。自由主義は多数者の専制が個人の自由を侵害することを懸念するが、ラズのいう公

共文化がこのような多数者の意思とならないためには、何らかの弁別基準が必要となる。ラズのいう公共文化は、たとえば「芸術作品を破壊しない義務」などを課し、「自分の職場や国にたいする忠誠心」などを要求する（Raz [1984=1996:32-3]）。すると、ファシズムの温床となるような権威主義的な公共文化はそこから排除されるとは、必ずしも言い切れない。選択肢が有意義であるかどうかを、仮に自国への誇りという点から判断するならば、権威主義的な文化は人々の自由を制限するどころか、むしろより有意義な選択機会や能力を与えてくれると考えることもできる。何がより有意義で多様な選択に開かれている状態なのか、観点次第で恣意的に判断できてしまうのである。

権威主義的文化によって自由の恣意的な制限が生じる危険性にたいしては、加害原理が防波堤となり得るのではないかと考えられるかもしれない。しかし、ラズは「不作為による加害」を認めることで、むしろ国家の介入に道を開いてしまっている。消極的自由の重要性を意識するならば、公共文化が必ずしも多様な選択肢を可能にしてくれるとは限らないという点に留意せざるを得ないのである。

しかし他方で、形式的な権利からこぼれ落ちるものの承認を真摯に考えるならば、やはりロールズの政策では不十分であり、公共文化の持つ意義を積極的に考えなければならない。そうすると、公共文化のうち、たとえば権威主義的な文化と少数民族に寛容な文化とを区別できるような、何らかの弁別基準が必要である。そしてその際、どのような文化が望ましいか終局的な判断をわれわれは下すことができないという限界を自覚するならば、弁別基準は形式的なものが望ましい。そのような弁別基準に視角を提供するものとして、オークショットの議論を

検討する。

5. 自生的ルール

公共文化の様々な形態を区別するに当たって、もっとも有益な視点を提供しているのが、オークショットの議論である。

オークショットによれば、人間関係の様式には二つのものが区別される。一つは「企業の結合体」であり、これはある共通の目的や持続的に満足されるべき共通の利益を追求するための関係である。それとは別に「市民的結合体」というものが存在し、これは「習慣やルールといった---行為遂行に際して---承諾されるべき考慮事項を、共通に認知することについての関係」である（Oakeshott [1975=1993:25]）。これは企業の結合体のように、目的を目指して結成されたものではなく、誰か特定の人を作ったわけではない自生的なルールによって結び付けられた関係である。このルールは、個々人が何を目的として行為するかという点に関しては一切関知せず、ただ行為を遂行する際にとるべき一定の様式を定めるにとどまる。そしてこのルールは、諸々の主体がなす千差万別の予見不可能な行為にたいして、等しく適用される。

オークショットはこのことを、言語を例に説明する。言語はわれわれに何を発言すべきかを決定するものではなく、われわれが何か発言しようとする際に、考慮しなければならない様々な事項（文法、語彙、正しい用例など）を規定するだけである。市民的ルールもこれと同様である。企業の結合体ならば、その目的に照らしてたとえば資材の買い付けなど、ある特定の取引行為を行うことが要求される。ところが市民的結合体のルールが要求するのは、そのような取引が当事者の合意を取り付けていること、第

三者の利益を不当に侵害していないことなどの、一定の手続きや様式を満たしていることである。つまり市民的ルールは、取引やその他の行為のあり方を制限するかもしれないが、どのような目的を果たすべきかを決定したりしないのである。

このような市民的ルールの特徴として重要なのは次の二点である。第一に、このルールは消極的自由を保障する。つまり、人々が自由に選択すべき目的にたいして、他者が介入的に指図することをこのルールは禁ずるのである。ロールズの議論では消極的自由を保障するのは人工的に設定された権利であったが、オークショットはこのような自生的なルールによって自由が保護される可能性を指摘したといえる⁽¹¹⁾。第二に、このような市民のルールは絶えざる調整に開かれている。ルールは、優れて知性的な活動を伴うものであり、常に「(ルールとして)学習され理解されることを通じてのみ用いられることができる」(Oakeshott [1975=1993:24])。そしてその様な学習や理解を通じて常に変動する可能性を持っているのが市民のルールの大きな特徴である。

ところで、オークショットは「市民状態は道徳的慣行に関する結合体である」と述べている(Oakeshott [1975=1993:62])が、これは「道徳的」という語の一般的な語感に反するように思われるかもしれない。そもそもオークショットのいう市民状態とはきわめて形式的なものであり、「道徳」という言葉から一般に想起されるもの、たとえばカントの自律やミルの個性などとは関連性が薄い。にもかかわらず、形式的なルールに基づく市民状態を「道徳的」と表現するのはどのような理由によるのだろうか。

これは、オークショットの知識観に由来する。オークショットによれば、「いかなる市民的ル

ールも道徳的諸規定から演繹することは不可能」(Oakeshott [1975=1993:98])であり、また、「その追求が幻滅へと至らないような理想は存在しない」(Oakeshott [1962:69])。つまり、人間の知識のうち演繹的に導くことができるものというのは非常にかぎられており、多くのものの正当-不当は経験の中で事後的にしか判断のつかないものである。オークショットの視点からすれば、「いかなる道徳的原理も行為の事後的な明文化」にすぎず、「道徳的原理とは、常に一つ前の経験の要約でしかありえない」のである(渡辺 [1996:159])。

ところで、オークショットの考える道徳とは、どのような行為が当-不当かの判断を下すことによって人々の結合の在り方を示してくれるものであると推察できる。その点ではカントの自律やミルの個性も排除されない。ところが大半の道徳原理は、人々がすでに結合している中で適用されることを通じて、事後的にその原理が妥当かどうか明らかになる類のものである。それにたいして唯一市民的結合体のルールだけが、われわれの行為に先行して行為の妥当性判断を与えてくれる。もちろん、それはこのようなルールだけが他の道徳原理と異なり、経験の中で修正されることはないということを意味するのではない。むしろ、このようなルールは常に修正にたいして開かれているのが特徴であり、オークショットによれば、ルールは「用いられることを通じて絶えざる変容を被」るものであり、「状況への絶えざる対応がなされ」べきものなのである(Oakeshott [1975=1993:102])。重要なのは市民的結合体のルールだけが、われわれのいかなる行為よりも形式的に先行しているという点であり、この点で「人々の結合のあり方を指示する」という道徳性を第一義的に有しているのである。

オークショットが主張したいのは、人々の結合は決して目的の共有がなければ生じないようなものではなく、むしろ目的の共有に先行して連帯の絆や市民間の承認が存在しているということである。道徳的な承認、第一義的な承認とは、その様な目的の共有に基づく必要のない承認なのである。その中で、人々は「みずからを市民として認知し開示」し、「自分たち相互の関係を理解し絶えず探求していく」(Oakeshott [1975=1993: 28])。そうすると重要なのは、消極的自由の保障とはすぐれて道徳的なものであり、それは市民的ルールを介して、市民間の承認⁽¹²⁾およびその絶えざる更新と本質的に結びついているという点である。ラディカルデモクラシーの考え方に従うならば、消極的自由の保障は、他方で標準的な人間像からこぼれ落ちるものを適切に承認し直すことができなかつた。しかし、市民のルールに着目するならば、消極的自由と承認の更新には内在的な関係があることが分かる。オークショットによれば、政治とは市民のルールを望ましさを観点から解釈し直したり変更したりする活動であるが、それはルールの中に「まだ完全に現われていないものへの共感」を探求する活動なのである(Oakeshott [1962:124])。女性がその法的地位に関して新たに承認されるようになるのも、このような共感の探求によるとオークショットは述べている(Oakeshott [1962:124])。同様にして、われわれはエスニシティ問題、環境問題など現代の諸問題にたいしても、市民のルールを解釈し直し、まだ現われていない共感を探るという方法によって、消極的自由の保障と両立できるような承認の在り方を追求することができると考えられる。

オークショットの述べる自由の特徴について、リディントン⁽¹³⁾は以下の三点に整理する。第

一に、オークショットは、自由が保障されるのは人々の欲望を最大限に満足させるためではないとする。自由の保障は市民のルールが持つ権威に由来するのであり、市民のルールが欲求や道徳の実質にたいして無関心であるのと同様、自由の保障はそのような実質とは無関連である。第二に、法は自由を制限しないとオークショットは考える。言語の規則が人々の話すことのできるものを制限しないように、市民の自由を制限しはしないのである。第三に、市民の自由の保障されるべき範囲は、量的に判断されるのではなく、様式によって判断されるべきであるとオークショットは考える。つまり、オークショットにとって良き市民的國家とは、人々に実質的な目的遂行を命じるものの広大な活動の余地を残しているような國家よりも、人々の活動に多くの制限を加えるもののそれがすべて形式的な制限にとどまるような國家なのである。(Liddington [1984=1987:380-1])。

オークショットのルール論はラズの公共文化の議論よりも以下の点で進んでいる。ラズの論ずる公共文化は、確かに人々の自律的な生を支えるという点から承認に貢献するが、それが必ずしも人々の消極的自由の保障と両立するとは限らない。というのは、ラズの言う公共文化は、人々に意義のある選択肢を数多く用意するよう見える文化をすべて含む。ところが、そのような文化のなかには、公共性にたいする義務の名のもとに個々人の消極的自由を制限する危険性のあるものも存在してしまう。これにたいして、オークショットは消極的自由の保障と両立し得る文化や慣習とは何なのか明らかにしている。それは何か実質的な欲求や道徳の追求に役立つような文化や慣習ではなく、あらゆる目的に開かれた形式的な慣習なのである。このような慣習が、市民の相互承認の必要条件となると同時

に、消極的自由を保障してくれるのである。

ところで、以上のようなオークショットの議論にも問題点がないとはいえない。実際、オークショットはきわめて保守的な理論家であり、私的所有権を擁護し、弱者にたいする再分配には否定的である。オークショットは、たとえ「道徳的改善のためであれ---特定個人や特定団体の諸利益---に恩恵なり便宜なりの報償を与える提案は、---公的事項の性格によって必然的に排除されている」(Oakeshott [1975=1993:91])と述べている。そうすると、オークショットのいう市民の相互理解とは、「社会的な弱者を排除せず共に生きるものとして包摂する」という承認の観点からは不十分なものに見えてしまう。

また、オークショットの言うように、形式的な条件を課するにとどまるというルールが、あらゆる目的の行為にたいして開かれているとは決して限らない。形式的なルールが事実上、ある種の行為にたいして不平等な制限を課しているということもありうる。たとえば、すべての人々に平等に適用される労働慣行が、出産や育児を行う必要のある女性にたいして、労働機会を不平等に制限してしまうことも考えられる。この点に関してオークショットがどのように考えているかは明らかではない。たとえ形式的なルールがすべての目的にたいして平等になることはなくとも、少しでも平等に近づくように解釈を加え、修正を続けて行こうと考えるべきなのか、それとも形式的なルールにとどまらず何か実質的な是正措置を取ることを考えるべきなのか、はっきりとしない。

しかし、以上のような点に関し、オークショットの立場を代弁して次のように反論することもできよう。すなわち、大概のことは是非は事後的にしか判断し得ないという人間知性の限界

を考えるならば、安易な弱者への配慮がかえって大きな災厄を生む危険性も十分に認められる。また、消極的自由の保障は、決して利己主義だけを助長するものではなく、自由な相互行為の中から真に必要な事は何であるかを発見するためのものであると考えられる。私的活動の自由が保障されるからこそ、人々はある場合には隣人愛にもとづいて、またある場合には営利心や競争心から、弱者や機会の平等を保障されない人に対する配慮を多種多様な形で実現することも期待できる。もし承認が社会的に必要なものであるならば、そのような自然な形で実現されるべきであって、強制力のある規則や政府によって一律に承認の問題に対処しようとする事こそ、かえって望ましくない帰結を生む危険性があると、この立場からは考えられるのである。

6. まとめ

現在、自由主義もラディカルデモクラシーも同じ課題に取り組んでいるといえる。すなわち、消極的自由の保障と承認の両立の問題である。この問題にたいして自由主義はきわめて漸進的なアプローチをとる。それは、暫定的に一般的な権利を設定した上で、そこからこぼれ落ちる弱者を再び承認するために、どれだけ権利を動かすことができるのかと考えるのである。ロールズ、ラズ、オークショットの議論はいずれもこのことを論じたものと解釈できる。ところが、ロールズは、主に人工的に設定された権利に依拠するために、新たな承認に応じる可能性が小さくなってしまう。そこで、公共文化や慣習といった、社会の中で自生的に発生しているものに依拠して、消極的自由の保障と承認の両立を考える必要がある。その際、ラズは公共文化一

般を区別することなく考慮に入れたために、承認の問題にとっては十分であっても、消極的自由の保障について難点が生じた。これにたいしてオークショットは慣習を区別する基準を与えることができる。オークショットの言う市民のルールに依拠することによって、われわれは次のように両立を図ることができる。一方ではこのようなルールが人工的に設定された権利と同様、消極的自由の保障を可能にする。他方で、このルールは絶えざる再解釈や変動に開かれており、その過程で、標準的な人間像からこぼれ落ちるものを承認し直すことが可能となるのである。

このようにオークショットは、ルールを絶えず再解釈することの必要性・不可避性を論じる点で、ラディカルデモクラシーに親縁性を持っているともいえる。しかしオークショットのルールはあくまで消極的自由のルールである。この点でオークショットはもっとも微妙なバランスを保っているといえる。そこで、今後目指されるべきなのは、オークショットの議論をより具体的な場面でも適用可能なように、精緻化する作業であろう。

注

- (1) ラディカルデモクラシーと呼ばれる議論は、古典的な民主主義にも自由主義にも懐疑的な立場を取るといえる点では、ほぼ共通しているといえるが、実際には安易な総括を許さないほど多種多様な立場が存在する。その点については、Trend [1996]、Benhabib [1996] を参照。
- (2) もっとも、「政治的自由主義」という言葉で明示的に自分の立場を語っているのは、この中ではロールズだけである。
- (3) 戦略的な利害計算に基づく秩序の構築を論じた

のはホッブズが代表的であるが、現在ホッブズの議論の延長線上で、「規定の方手続きに関する立憲的合意」を社会統合の基礎に据えて自由主義を論じているものとしてBuchanan & Tullock [1962] を参照。

- (4) しかし、政治的自由主義が決して演繹一本ではなく、論理と経験のフィードバック (= 反照的均衡) を通じて道徳原理の正当化を図っている点については、Rawls [1971=1979:450-1] を参照。
- (5) Dworkin [1977] もロールズ同様、社会契約説に基づいて自由の原理を導出しようと試みている。他方、Ackerman [1980] は会話モデルに基づいて自由の原理を導こうとしている。これは社会契約説のように反事実的に条件を設定した状況を想定するのではなく、日常のコミュニケーション過程の中に潜在している合理性の根拠を追求し、そこから自由の原理を導出しようとするものである。
- (6) これにたいして、アッカーマンはあくまで形式的な中立性を自由主義は目指すべきであると主張する。
- (7) ハートによれば、ロールズは「実のところ自分自身の潜在的なある理念を秘かに抱いており、原初状態の当事者が無知のヴェールの背後から合理的人間として各自の利益のために行うべき選択対象としての自由の優先性を提示するとき、彼は暗黙のうちにこの理念に依拠しているのである。この理念とはすなわち、社会生活の主要な善の中でも政治的な活動や他者への奉仕に高い価値を認め、単なる物質的財や満足のためにこのような活動の機会を交換することを耐えられないと考えるような、公的精神に満ちた市民の理念である。(Hart [1983=1987:254])
- (8) ドゥオーキン自身の例を借りるならば、わたしに二人の子供がいて一人が病気で死にそうで他方は同じ病気で単に体調を悪くしているに過ぎないとき、残っている一服の薬をどちらの子供に飲ま

せるかコインをはじいて決めるのは、「中立」にはなり得ても、「平等な配慮」を彼らに示したことはない。

(9) 独自の生の構想を追求するのに必要な基本的な財を指し、具体的には権利や自由、機会と所得や富、自尊心などといったものを指す。(Rawls: 1971=1976:48)

(10) 消極的自由の保障をあらわす原理としては、他にもロールズが言及した「他者の同等な自由を侵害しない限り自由に行動する権利」という考え方が挙げられる(Rawls [1971=79:189])。これを加害原理と比較するならば、一般に加害原理の方が自由の保障される範囲は狭くなる。たとえば競争を考えてみると、他者との競争がわたしを害することはありうるが、それがわたしの自由を侵害したことはない。

(11) オークショットによれば、国家はこのような自

生的ルールによって示される消極的自由の領域を確実にする役割を担う。

(12) もっとも、このような承認が常に予定調和的なものであるとは限らない。市民のルールには常に解釈の余地があることから、当然解釈をめぐる闘争が生じ得る。そしてルールの解釈は演繹的に導かれる性質のものではない以上、解釈をめぐる闘争を決着させる明確な基準は存在しない。しかし、だからといって通常の場合このような闘争が果てしなく激化したりしないのは、ルール全体の妥当性を疑義にさらして全面的に争うことが困難だからである。われわれは解釈をめぐる争う際にも、他の大部分のルールの解釈は共通しているものと想定せざるを得ない。「政治は---市民的諸条件の体系全体の望ましさ如何には関与しない」とオークショットも述べている(Oakeshott [1975=1993:86])。

文献

Ackerman, Bruce 1986 *Social Justice and the Liberal State*, Yale University Press.

Benhabib, Seyla (ed) 1996 *Democracy and Difference*, Princeton University Press.

Berlin, Isaiah 1969 *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press.=1971 生松敬三／小川晃一／福田歓一訳『自由論』みすず書房。

Buchanan, James M. & Gordon Tullock 1962 *The Calculus of Consent: Logical Foundations of Constitutional Democracy*, Michigan University Press.=宇田川璋仁監訳『公共選択の理論—合意の経済倫理』東洋経済新報社。

Dworkin, Ronald 1977 *Taking Rights Seriously*, Harvard University Press.=1986 木下毅他訳『権利論』木鐸社。

Habermas, Jürgen 1995 "Reconciliation Through the Public Use of Reason: Remarks on John Rawls's Political Liberalism.", *Journal of Philosophy* 92.

Hart, H. L. A. 1983 "Rawls on Liberty and its Priority", in *Essays in Jurisprudence and Philosophy*, Oxford University Press.=1987 小林公／森村進訳「ロールズにおける自由とその優先権」『権利・功利・自由』木鐸社、221-259頁。

Liddington 1984 "Oakeshott: Freedom in a Modern European State", in Pelczynski & Gray (eds.), *Conceptions of Liberty in Political Philosophy*, Athlone press.=1987 飯島昇蔵／千葉眞訳『自由論の系譜』行人社、357-392頁。

Mouffe, Chantal 1993 *The Return of the Political*, Verso.=1998 千葉眞他訳『政治的なるものの再興』日本経済評論社。

Oakeshott, Michael 1962 *Rationalism in Politics*, Methuen.

- Oakeshott, Michael 1975 *On Human Conduct*, Oxford.=1993 野田裕久(部分訳)『市民状態とは何か』木鐸社。
- Rawls, John 1971 *A Theory of Justice*, Harvard University Press.=1979 矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店。
- Rawls, John 1993 *Political Liberalism*, Columbia University Press.
- Raz, Joseph 1984 "Right-based Morality", in J.Waldron(ed.) *Theories of Rights*.=1996 宇佐美誠訳「権利を基底におく
道徳」、『自由と権利——政治哲学論集』森際康友編、勁草書房1-39頁。
- Raz, Joseph 1987 "Autonomy, Toleration and the Harm Principle", in R. Gavison (ed.) *Issues in Contemporary Legal
Philosophy*. =1996 森村進訳「自律・寛容・加害原理」、『自由と権利——政治哲学論集』森際康友編、勁
草書房245-78頁。
- Raz, Joseph 1989 "Liberalism, Skepticism and Democracy", *Iowa Law Review*, vol.74.=1996 井上達夫訳「リベラリズム・
懐疑・民主制」、『自由と権利——政治哲学論集』森際康友編、勁草書房189-244頁。
- Trend, David (ed) 1996 *Radical Democracy: Identity, Citizenship, and the State*, Routledge.
- 渡辺幹雄 1996 『ハイエクと現代自由主義—反合理主義的「自由主義」の諸相』春秋社。
- Young, Iris Marion 1989 "Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship", *Ethics* 99-2,
pp.250-274.=1996 施光恒訳「政治体と集団の差異——普遍的シティズンシップの理念にたいする批判」
思想 867:97-128頁。

(かわむら みちや)

木鐸社 東京都文京区小石川5-11-15-302
Tel. Fax. 03-3814-4195
ほく たく しゃ

偶然を飼いならす
イアン・ハッキング著 石原英樹・重田園江訳
—統計学と第二次科学革命
われわれの社会は、19世紀に突如起きた統計数字の洪水と、理想主義者たちの社会統制の夢から生まれた。社会思想・統計学・行政を横断する壮大な歴史を、フーコーを思わせる手法で鮮やかに描く。
A5判四五〇〇円

客観的知識
K・ポパー著 森 博訳
—進化論的アプローチ
A5判五〇〇〇円

協力の可能性
M・テラー著 松原 望訳
—アナーキー・国家・ゲーム理論
A5判三〇〇〇円

科学技術社会学の理論
松本三和夫著
A5判四〇〇〇円

公共圏という名の社会空間
花田達朗著
—公共圏・メディア・市民社会—
A5判三五〇〇円

批判理論と社会システム理論
ハーバースムールマン論争
A5判四〇〇〇円

亡命の哲学者たち
R・グランドホーフ編著 佐藤嘉一訳
A5判一〇〇〇〇円

現象学の道
A・シュッツ/A・ゲールウィッチ往復書簡
1939~59
46判四〇〇〇円

社会的世界の意味構成
シュッツ著
A5判四五〇〇円